

事務局

森林部門技術士会と(公社)日本技術士会森林部会 との覚書の締結について

1. 歴史的経緯及び経過

1.1 歴史的経緯

森林部門技術士会は、森林部門技術士の技術の相互研鑽を目的とし、任意団体として昭和46年に発足し、以後研究例会（講演会等）を活発に行うなどの活動を行ってきました。

（注：平成16年に林業部門技術士会を現在の森林部門技術士会に名称変更。）

一方、公益社団法人日本技術士会（以下、「日本技術士会」という。）森林部会は遅れて昭和51年に発足し、以後講演会等は森林部門技術士会と共催で行ってきました。（注：平成15年に林業部会は現在の森林部会に名称変更。）

1.2 経過

日本技術士会においては、国の法人改革の一環として、2011年4月に公益社団法人化（それ以前は社団法人）され、以降、その体制の下での事業運営が図られてきました。

他方、日本技術士会におかれた19の部会については専門分野をはじめ分野間の連携した技術的な研鑽活動などを行ってきておりましたが、その会計については各部会の運営に任されてきた経緯があります。

こうした中、2020年10月時点で日本技術士会を所管する文部科学省からの部会における法人会計としての明確化に向けた提言もあり、日本技術士会の理事会や企画委員会での論議を踏まえて、2021年3月時点で日本技

術士会の会計へ各部会の会計を統合することとなりました。

また、この論議の過程で森林部門技術士会と日本技術士会森林部会におけるCPD講演会の開催等に係る経費負担等の明確化についても本部から意見が出されところです。

2. これまでの対応

上記の経過を踏まえ、森林部門技術士会と日本技術士会森林部会との間で、これまでは相互の信頼関係に基づいて運営されてきたCPD講演会等について、主催者や経費負担のあり方について明確化を図るための覚書の締結を行うことといたしました。

このため、本年3月以降、森林部門技術士会に、覚書案を提示し、必要な修正を行い、4月12日に開催された令和3年度第1回理事会で概ねの了解を得たところです。

3. 今後の対応

令和3年度第1回理事会での議決内容を踏まえ、6月1日に日本技術士会担当者と意見交換を図り、最終的に6月4日の第2回理事会で別添の覚書内容を確認したところです。

森林部門技術士会としては、今後この覚書に基づきCPD講演会等の適切な運営に努めて参りますので、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

森林部門技術士会会長 根橋 達三

CPD 講演会等の実施に向けた 森林部門技術士会と日本技術士会森林部会との覚書

森林部門技術士会（以下「甲」という。）と日本技術士会森林部会（以下「乙」という。）は、CPD 講演会及び見学会等（以下「協力事業」という。）の円滑な実施に当たり、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲と乙が協力して、技術士を対象とした協力事業の実施を通じて、技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）等の向上を図ることを目的とする。

（協力事業の実施）

第2条 甲と乙は、協力して次の事業を実施することとし、これに必要な協議、情報交換等を行う。

- (1)CPD 講演会
- (2)見学会
- (3)その他

（協力事業に関わる経費の負担）

第3条 前条に掲げる協力事業の実施に要する経費の負担は次のとおりとする。

- (1)CPD 講演会及び見学会の実施については年度当初の甲の理事会及び乙の幹事会の審議を踏まえて、別紙1のとおり、甲、乙いずれかが負担するものとする。
- (2)その他に係る行事については、開催の都度、甲及び乙が協議する。

（特別な措置）

第4条 甲と乙が協力事業として実施する CPD 講演会、見学会等においては、それぞれに所属する会員等は同等に扱われるものとする。

（セキュリティの確保）

第5条 協力事業の実施に当たって、甲及び乙の責任者は、それぞれに所属する会員等が協力事業に係る行事へ申込する場合は、申込者の身分確認を行うとともに、甲及び乙がそれぞれ別紙2により禁止事項等を申込者に周知徹底し、確認した上でその参加を認めるものとする。

（有効期間）

第6条 本覚書の有効期間は、締結日より1年間とする。ただし、甲及び乙の双方に異議がない場合は、さらに1年間延長することができ、その後においても同様とする。

（協議による解決）

第7条 この覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じた場合、甲及び乙が協議の上、解決

するものとする。

この覚書の成立を証するため、正本2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

令和3年4月16日

(甲) 森林部門技術士会
会長 根橋 達三

(乙) 公益社団法人日本技術士会
森林部会 部会長 城土 裕

(別紙1～第3条関係)

当面の協力事業に当たっての主催組織について

令和3年度におけるCPD講演会及び見学会等協力事業の実施に当たって、事業ごとの主催組織は次のとおりとする。

協力事業名	森林部門技術士会	日本技術士会森林部会	備考
6月期CPD講演会		○	
9月期CPD講演会	○		
12月期CPD講演会		○	
2月期CPD講演会	○		
見学会	都度協議	都度協議	地方支部主催
その他	都度協議	都度協議	

以上、決議した。

令和3年4月16日

森林部門技術士会 会長 根橋 達三

公益社団法人日本技術士会
森林部会 部会長 城土 裕

(別紙2～第5条関係)

誓 約 書

森林部門技術士会 会長 根橋 達三 様
[公益社団法人日本技術士会森林部会 部会長 城土 裕 様]

所属： _____

氏名： _____

森林部門技術士会〔森林部会〕が開催するCPD行事の個人へのウェブ配信に当たっては、下記の禁止事項を遵守するとともに、違反した場合の処置にいかなる異議も申立てないことを約します。

記

【禁止事項】

1. ウェブ配信された講演会等の視聴は、申込者本人限りでなければならない。
2. ウェブ配信のための招待メールは、他者に転送等を行ってはならない。
3. ウェブ配信された講演内容について、講演者の許可なく録画、録音、写真撮影、インターネットへの公開、及び他者への配布を行ってはならない。

【違反した場合の処置】

1. 上述の禁止事項に違反した場合は、以降の本会における個人へのウェブ配信サービスを無期限に停止されること。
2. 同様に、上述の禁止事項の違反により講演者等との紛争が生じた場合、本会及び共催した組織にはいかなる責任も一切なく、違反者の責任において誠実に解決しなければならないこと。